

## パブリック・コメントへの考え方(案)

資料3 - 1  
大学グローバル化ワーキンググループ（第13回）  
H22.5.10

| 意見番号 | 意見   | 本WGとしての考え方(案)  |
|------|--|--|
|      |  | <p>ブリックコメント等における、法改正を含めた検討の必要性について、本ワーキンググループの考え方は下記の通りです。</p> <p>本ワーキンググループはダブル・ディグリー等の国際的教育連携の取組を促進する上で、質の保証を伴った大学間交流という観点から、留意点を示すものであって、新たな制度を構築することや、現行法令を直ちに改正すべきという提言を行うものではなく、本ワーキンググループのコメントは控えたいと考えます。</p> |
| 1    | <p>ガイドラインの「3. 定義」について<br/>ガイドラインでは「サティフィケート」、「プログラム」、「カリキュラム」の定義がなされていますが、いずれも一般的な言葉であるかと思えます。また学位取得を目的としない教育プログラム及び履修証明と区別できるようにしたほうがベターかと思えます。<br/>ですので、それぞれ次のとおり変更されてはいかでしょうか。<br/>「サティフィケート」、「学位授与証明書」(Certificate of degree)<br/>「プログラム」、「学位プログラム」(Degree program)<br/>「カリキュラム」、「学位カリキュラム」(Degree curriculum)</p> <p>また、サティフィケートの定義内容ですが、次のとおり加除修正されると、分かりやすくなるかと個人的に思いました。<br/>「その者が(削除:ある大学より)学位を授与されたことを証明するものとして、1つの大学から又は(追加:共同する)2つ以上の大学から(削除:共同で)交付される文書であって、学位記以外の証明書。」</p> | <p>「サティフィケート」、「プログラム」、「カリキュラム」の名称については、学位記と混同されることのないよう配慮する必要があることから、原案のとおりとします。</p> <p>サティフィケートの定義については、我が国と外国の大学が、共同で教育課程を編成・実施する場合に、単一の学位記を授与することは、我が国の法令上認められていないことを前提として、適切に標記することが必要であることから、原案のとおりとします。</p>    |
| 2    | <p>ダブル・ディグリー取得である以上、双方の大学内において、そもそもダブル・ディグリー制度が定着している(存在する)のでなければ、そもそも他大学の学生を受け入れてのダブル・ディグリーというのは、ありえない(運用できない)のではないか。</p>   | <p>我が国と外国の大学が、教育課程の実施や単位互換等について協議し、双方の大学がそれぞれ学位を授与するプログラムを形成することは、現行の法令上も可能ですが、その際には、各大学において当初に確認すべき事項その他の留意点について、ガイドライン案に示されているような事項に留意する必要があるものと考えます。</p>  |

|   |  |   |
|---|--|---|
| 3 | <p>今回ダブルディグリー等についてガイドラインがまとめられたことはとてもタイムリーで、日本の高等教育システムや日本の大学を国際基準に見合うものにしていく上で、非常に重要なステップかつ基本になるものだと思います。</p> <p>ただ、気になる点が2つほどありました。</p> <p>1. ガイドラインには、単位互換が特定の教員のカリキュラム委員会や教授会で決定されている大学の場合、単位互換承認が、教員個人の権限ではなく、大学全体の権限で保障されるように、大学が適切な対策を取るようになるためには何が必要か、ということが何も触れられていません。</p> <p>2. ガイドライン内に「関係大学」という言葉が頻出していますが、質保証のきちんとした基準が一旦確立されれば、協定を結んだ関係大学に限らず、どんな大学にもその基準を当てはめて、単位互換が行われるべきだと思います。</p> <p>以上</p>  | <p>大学全体としての適切な措置については、留意点において「関係大学との教育連携の安定的かつ継続的な実施を確保するため、あらかじめ関係大学間において、学長、理事長等の大学運営に責任を有する者の名義により協定を締結し、各大学ごとの対象人数、教員の配置、教育研究の内容、業務運営、経費の配分、学生に対する責任、授業料等の取扱い、プログラムの終了時の際の手続その他プログラムの形成及び実施のために必要な基本的な方針について協定等により取決めを設けること。」として、大学全体として適切な措置をとるよう求めていることから、原案のとおりとします。</p> <p>本ガイドラインは、ダブル・ディグリー等のプログラム形成を検討する大学において、その際の拠りどころとなる留意点を示すために策定するものであり、その留意点の中には、単位互換等その他の教育連携関係の構築の際にも留意すべき事項もあるものと考えられますが、各大学における取組を一律に規制、または法令等により基準を設けるものではありません。なお、各大学においては、プログラムの形成にあたり、我が国の大学制度にかかわる部分について、大学設置基準等の関係法令に抵触することのないよう留意することが当然に求められます。</p>   |
| 4 | <p>今回の案で特に問題だと思われるのは、ジョイント・ディグリーについてである。</p> <p>「複数の大学が共同でひとつの学位を授与する」のが、EUで用いられ世界で広く通用しているジョイント・ディグリーの定義である。今回のガイドライン(案)は、これと異なる定義、すなわち「双方の大学がそれぞれ学位を授与する」プログラムを採用しており、はなはだ不都合かつ不適當である。</p> <p>私も、複数の大学(東工大と清華大)が「共同でひとつの学位を授与するプログラム」を、国際協力のより進んだ望ましいかたちとして、実現したいと考えている。今回の案が、この方式を「我が国の法令上認められない」と記載しているのは、はなはだ不都合である。現行の法令で不可能であるなら、法令の改正を要望する。</p> <p>また、今回ひな形が提案されている修了認定は、同じ研究、同じ論文に対して、博士の学位を複数の大学がそれぞれ授与することを前提にしているように読める。同じ研究、同じ論文に、異なる大学が別々に博士号を与えることは、アカデミズムの確立した慣行に反しており、到底承認できない。国際的にも非難を呼ぶであろう。複数の大学が共同である学生を研究指導するのであれば、学位も共同でひとつ授与すべきである。(なお、修士号は、博士号ほど厳格に考えなくてよいと思われる。)</p> | <p>「基本的考え方」において示したとおり、異なる国に所在する大学同士がどのようにプログラムを形成すべきかについては、国際的にも明確かつ詳細な合意は存在しておらず、また、「ダブル・ディグリー」や「ジョイント・ディグリー」、「デュアル・ディグリー」といった類似の用語についても、国内外において一義的な定義はなされていないものと考えられます。</p> <p>こうした状況においては、当面、現行の我が国の学位制度を前提として、各大学が適切に対応することが、海外に対する我が国の大学及び学位制度に対する信頼を維持する観点からも必要であるものと考えます。なお、ジョイント・ディグリーの定義においても示したとおり、学位記は各関係大学が授与するが、そのほかに、共同で編成された教育課程を修了したことを示すサティフィケート(証明書)を発行することは想定され得るものと考えます。</p> <p>論文の扱いについては、留意点の「学位審査」の項において「一つの論文で複数の大学においてそれぞれ学位を取得可能とするプログラムについては、質の保証の観点から疑念を持たれないよう、引き続き慎重な検討が必要である。」ものとしており、原案のとおりとします。</p> <p>ご意見に関連して、「目的」において、以下のとおり文言を修正することとします。</p> <p>「本ガイドラインは、「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」(平成21年8月25日中央教育審議会大学分科会)を踏まえ(参考1参照)、我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等につながるプログラムの組織的・継続的な教育連携関係を促進するとともに、同時に学位及びプログラムの質を保証し、学位の国際通用性の確保に資する観点から、ひいては国内外の高等教育の質の保証及び更なる向上につながることを期待して、プログラム形成に当たっての拠りどころとなる留意点を示すために策定するものである。」</p> |

|          |   |   |
|----------|---|---|
| <p>5</p> | <p>ガイドライン(案)「3.定義」では、&lt;ダブル・ディグリー・プログラム&gt;及び&lt;ジョイント・ディグリー・プログラム&gt;の定義が、どちらも「双方の大学がそれぞれ学位を授与するプログラム」となっています。この定義によると、ダブルとジョイントの大きな違いは、教育課程を共同で編成・実施しているかどうかです。</p> <p>ダブルまたはジョイントプログラムを実施する形態には主に三つの方法が考えられます。<br/> (1)大学の既存の科目を利用してプログラムを実施し、留学先の大学で履修した単位を母国の大学の単位に読み替える方法。<br/> (2)海外と日本の大学が共同で新しいプログラムを一から作る方法。<br/> (3)(1)と(2)の中間で、一部は既存の科目を利用し、他は新しい科目を共同で立ち上げる方法。<br/> この場合、前述の定義では、(2)がジョイントに当たると明確ですが、(1)と(3)がどちらに当たると不明確ではないでしょうか？</p> <p>参考2の「海外におけるダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリーの定義の例」を見ますと、挙げられている全ての例で、単一(共同)学位記の場合にジョイント・ディグリーとなっています。また、欧州高等教育圏という大きな枠でも、ジョイント・ディグリーが単一の学位記となっているところを見ますと、今後海外との教育連携を進めていく上で、「双方の大学がそれぞれ学位を授与するプログラム」がダブル・ディグリー・プログラムで、複数の大学が署名する単一の学位記を授与するプログラムをジョイント・ディグリー・プログラムとしたほうが明確で、海外の主な教育圏における定義との差も無く、理解しやすいのではないのでしょうか？教育課程を共同で編成・実施しているか否かという基準ではなく、学位記が連名になるか否かでダブルとジョイントの定義を分けた方が、はっきりとするのではないのでしょうか。</p> <p>また、現在のガイドライン案のままの場合、上記(1)と(3)はダブルまたはジョイントのどちらになりますでしょうか？この点につきまして、明確に示していただけると助かります。</p> | <p>「基本的考え方」において示したとおり、異なる国に所在する大学同士がどのようにプログラムを形成すべきかについては、国際的にも明確かつ詳細な合意は存在しておらず、また、「ダブル・ディグリー」や「ジョイント・ディグリー」、「デュアル・ディグリー」といった類似の用語についても、国内外において一義的な定義はなされていないものと考えられます。また、用語の整理に当たっては、我が国と外国の大学が、共同で教育課程を編成・実施する場合に、単一の学位記を授与することは、我が国の法令上認められていないことに留意する必要があります。</p> <p>こうした状況においては、当面、現行の我が国の学位制度を前提として、各大学が適切に対応することが、海外に対する我が国の大学及び学位制度に対する信頼を維持する観点からも必要であるものと考えます。なお、ジョイント・ディグリーの定義においても示したとおり、学位記は各関係大学が授与するが、そのほかに、共同で編成された教育課程を修了したことを示すサティフィケート(証明書)を発行することは想定され得るものと考えます。</p> <p>ご質問の(1)、(3)については、ご趣旨が必ずしも明確ではありませんが、我が国の大学と外国の大学の間での協議の状況により、ダブル・ディグリー・プログラム、ジョイント・ディグリー・プログラムのいずれにも当てはまる可能性があるものと考えられます。</p> |
|----------|---|---|

|          |  |   |
|----------|--|---|
| <p>6</p> | <p>【意見1】<br/> (ダブル・ディグリー・プログラムと<br/> ジョイント・ディグリー・プログラムとの区別について)</p> <p>「ダブル・ディグリー」、「ジョイント・ディグリー」、あるいは「デュアル・ディグリー」といった用語の意味・解釈が、国・地域、各高等教育機関によって異なる現状があることは事実である。しかしながら、今回の文書が「ガイドライン(案)」である以上、「我が国での統一の定義」として、さらに踏み込んで明確に整理した方がガイドラインとしてより望ましいのではないか。今回の文書の記述にある「ダブル・ディグリー」と「ジョイント・ディグリー」との定義の区別について、教育課程の共同実施やサティフィケートの有無といった違いが強調されているが、実際上の運営のなかではあまり両者に大きな差異は生まれまいと思われる。</p> | <p>「基本的考え方」において示したとおり、異なる国に所在する大学同士がどのようにプログラムを形成すべきかについては、国際的にも明確かつ詳細な合意は存在しておらず、また、「ダブル・ディグリー」や「ジョイント・ディグリー」、「デュアル・ディグリー」といった類似の用語についても、国内外において一義的な定義はなされていないものと考えられます。また、用語の整理に当たっては、我が国と外国の大学が、共同で教育課程を編成・実施する場合に、単一の学位記を授与することは、我が国の法令上認められていないことに留意する必要があります。</p> <p>こうした状況においては、当面、現行の我が国の学位制度を前提として、各大学が適切に対応することが、海外に対する我が国の大学及び学位制度に対する信頼を維持する観点からも必要であるものと考えます。なお、ジョイント・ディグリーの定義においても示したとおり、学位記は各関係大学が授与するが、そのほかに、共同で編成された教育課程を修了したことを示すサティフィケート(証明書)を発行することは想定され得るものと考えます。</p> <p>ご意見に関連して、「目的」において、以下のとおり文言を修正することとします。<br/> 「本ガイドラインは、「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」(平成21年8月25日中央教育審議会大学分科会)を踏まえ(参考1参照)、我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等につながるプログラムの組織的・継続的な教育連携関係を促進するとともに、同時に学位及びプログラムの質を保証し、学位の国際通用性の確保に資する観点から、ひいては国内外の高等教育の質の保証及び更なる向上につながることを期待して、プログラム形成に当たっての拠りどころとなる留意点を示すために策定するものである。」</p> |
| <p>7</p> | <p>【意見2】(「学生への支援」について)</p> <p>学生がダブル・ディグリー・プログラムの履修に失敗した場合の取り扱い(過重な追加負担なく、我が国大学の卒業資格を最低限得ることができるようにするための救済的措置)について、両大学間で予め取り決めておくことはもちろん重要であるが、「失敗」に至らないようにするために履修期間全体を通じて継続的な学生支援体制を両大学間で構築しておくことの重要性は強調されるべきである。つまり、学生の学業・日常生活の両面について、両大学が継続的に状況把握を行ない十分な連絡・情報共有を心がけるとともに、学生が履修上の適切な指導を各大学でいつでも受けることができ、かつ心身ともに健康な学生生活を送ることができるための支援体制を各大学で設けておくことが必要である。</p>                  | <p>ご意見を踏まえ、「学生への支援」の項に、以下のとおり文言を追加することとします(下線部を追加)。</p> <p>「学生の在籍関係については、単位互換制度等を活用して当該プログラムを形成する場合、休学とするなどの扱いが考えられるが、我が国の大学及び相手大学の両方に同時に在籍する期間が存在する場合は、学生に対する責任等につき遺漏がないよう適切に処理すること。あわせて、学生の学修及び生活面において、関係大学間で継続的に状況把握を行い十分な連絡・情報共有を心がけるとともに、学生が履修上の適切な指導を関係大学において受けることができ、心身ともに健康な学生生活を送ることができるための支援体制を整備するなど、継続的な学生支援体制を関係大学間において構築することに留意しつつ、学生が履修に失敗した場合の扱いについても事前に協議すること。また、複数の大学に在籍することに伴って生じる授業料等の取扱いにつき、学生の便益に配慮するとともに、双方の大学の学生間で公平が図られるよう留意すること。また、全体を通じて適切な学習環境が確保されるよう、関係大学と十分検討すること。これらの措置を通じて、学生が国内と外国の大学の間を移動することに伴う負担を可能な限り軽減するとともに、学生の授業科目の履修や、就職活動を含めた授業外の各種活動に過度な負担を生じさせることのないよう配慮すること。」</p>   |

|   |  |   |
|---|--|---|
| 8 | <p>【意見3】(履修学生の確保について)</p> <p>両大学間でダブル・ディグリー・プログラムに参加する学生数の見込みについて、十分な検討を行うておくことに加えて、当初の見込みを反して参加希望学生が十分に集まらなかった場合には、どのように両大学が協力して参加学生の確保に向けた取組みを進めるかについても、きちんと取り決めておく必要がある。</p>  | <p>ご意見を踏まえ、「学生への支援」の項に、以下のとおり文言を追加することとします(下線部を追加)。</p> <p>「ダブル・ディグリー及びジョイント・ディグリー・プログラムの実施に際しては、新入学生のみを対象とするコースや、入学後に希望する学生が応募可能なコース等を設けることが考えられるが、いずれの場合においても、当該プログラムを選択する学生の募集については、具体的な手続を定めること。その際、募集要項等の関係書類等については、原則として公開するよう留意すること。また、<u>想定した募集人員が集まらなかった際の扱いについても、応募した学生に不利益とならないよう、対応策を事前に協議すること。</u>」</p>  |
| 9 | <p>国際的なダブルディグリーやジョイントディグリーのプログラム構築についてのガイドラインは、今まさに日本の複数の大学が求めているものであり、こうした案の作成や、それについて広く意見を募集されていることを評価します。しかし、今回まとめられたガイドラインについてはさらに実用的なものとなるよう、下記の通り意見を述べさせていただきます。</p> <p>「ガイドライン」というのは、新たなプログラムを構築したり、評価・見直しなどを行う際の指標となるべきものであると考えます。その観点から言えば、本案文にはいくつか改善の必要な点があると思えます。まず、「留意点」の項目については、ひとつひとつチェックリストのように照らし合わせて考えられるよう、番号を振った箇条書きにすることを提案します。本案文では、その記載内容が明確に整理されていないという印象を受ける箇所が多々あり、箇条書きに整理することによってその点も改善されるのではないのでしょうか。例えば、「安定的かつ継続的な実施」のために、といった記載が随所に出てきますが、これらは一つの見出しに纏めることによって、より利用者にとってわかりやすいガイドラインになります。次に、いくつかの曖昧な点を掘り下げることを提案します。具体的には、「大学設置基準等の関係法令に抵触することのないよう留意する」といった場合に、具体的にこれらのプログラム形成にあたって特に留意する必要のある関係法令の条項はどれなのか、とか、随所に出てくる「適切な～」「適切に～する」といった場合に、それらがどうあることや、どうされることが適切なのか、といった具体的なことが、懸念される点でもありガイドラインを必要とする点でもあるのではないのでしょうか。</p> <p>また、実際にこれらのダブルディグリーやジョイントディグリーに代表されるプログラムに携わっているとき、いちいちこれら類似の用語への定義や使い分けが必要となり、留学プログラムの分類としても非常に複雑になっていきます。また、現在ダブルメジャーやジョイントディグリーなどの呼称は国内の2つ以上の大学で行われるプログラムにも使用される場合があり、国内のみのものと国際的なものを区別する必要もあります。便宜上、異なる国に所在する2つ以上の大学の協力による1学期ないし1年間の学位取得を伴わない留学を一般的に「交換留学」と呼ぶのに対し、これらの学位取得を伴うプログラムの総称を新たに創ってはいかがでしょうか。また、「用語の定義」と「学生への支援」の項目で触れられていますが、これらのタイプのプログラムの形態として、各種関係法令に抵触せずに実施可能なプログラムとしてどのようなタイプが考えられるのか(学部・修士・博士レベルのもの、募集時期が入学前か後か、単位互換を相互に伴うものか、授業料相互不徴収や奨学金などの支援があるかどうか、論文は必須かどうか、指導教員は複数の大学におかれるのか、それぞれの大学からの学位記はいつ授与されるのか、等々)を例示し、それぞれ構築しようとしているプログラムをあてはめて考えられる指南があるとよいと思います。逆に、「我が国と外国の大学が、共同で教育課程を編成・実施する場合に、単一の学位記を授与すること、以外にも我が国の法令上は認められていないけれど海外では認められているプログラム例などがあれば、それもぜひこのガイドラインに含めていただきたいです。</p> | <p>留意点については、カリキュラムの編成や学生への支援といった主要事項における連関性や体系性を確保するため、文章の形としており、原案のとおりとします。</p> <p>大学設置基準等の関係法令との整合性については、個々の大学の状況を踏まえつつ判断する必要があることから、各大学における担当部署において適切に検討するとともに、当該法令を所管する文部科学省の担当部署に照会することが適当であると考えます。</p> <p>「基本的考え方」において示したとおり、異なる国に所在する大学同士がどのようにプログラムを形成すべきかについては、国際的にも明確かつ詳細な合意は存在しておらず、また、「ダブル・ディグリー」や「ジョイント・ディグリー」、「デュアル・ディグリー」といった類似の用語についても、国内外において一義的な定義はなされていないものと考えられます。また、用語の整理に当たっては、我が国と外国の大学が、共同で教育課程を編成・実施する場合に、単一の学位記を授与することは、我が国の法令上認められていないことに留意する必要があります。</p> <p>こうした状況においては、当面、現行の我が国の学位制度を前提として、各大学が適切に対応することが、海外に対する我が国の大学及び学位制度に対する信頼を維持する観点からも必要であるものと考えます。なお、ジョイント・ディグリーの定義においても示したとおり、学位記は各関係大学が授与するが、そのほかに、共同で編成された教育課程を修了したことを示すサティフィケート(証明書)を発行することは想定され得るものと考えます。</p> |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 10 | <p>この度の「ダブル・ディグリー等に関するガイドライン案」の策定は、我が国が高等教育の質保証において国際的なイニシアティブを発揮していく観点からも、極めて重要な政策であると認識致しており、この間の関係者のご努力に敬意を表します。</p> <p>その上で、本協会加盟大学宛に本件に関する意見を求めましたところ、下記の意見が寄せられましたので、最終とりまとめに向けたご検討のご参考としてご紹介させていただきます。</p> <p>1. 「基本的な考え方」について</p> <p>近年の国際化やグローバル化の潮流は、今後も更に加速されることが予想される。このような傾向を踏まえて、従来、教育的には我が国の大学は「鎖国」状態にあることから、国際通用性等を理念的に捉えるのではなく、例えば、2005年にワシントン・アコードに正式加盟したJABEE（現状では幾つかの問題点は有るが）のように、自らの教育システムや教育内容を国際的に通用するように改革する必要がある。</p> <p>上記のような観点に立脚すれば、「我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドライン」の策定は、時宜を得た方向性であると考えられるが、ダブル・ディグリー等の協定を締結する両大学はワシントン・アコードのような国際的な認定機関のアクレディテーションを受けていることが前提とならねばならない。</p> <p>ダブル・ディグリー等、教育連携関係の構築は、学生にとっても大学にとっても意義のあることと考える。ただ、以下に記すような、乗り越えるべき課題も多い。</p> <p>学位名称、開講時期、奨学金・授業料の收受方法、日常生活支援体制など、国際的通用性のある方向への制度整備が不可欠であること。</p> <p>建学の精神に沿った教育成果が損なわれないよう、カリキュラムの編成には十分な配慮が必要なこと。</p> <p>これらの課題を解決し、一定程度以上の学生がこうした制度を利用するようになれば、国際的経験を積んだ学生を多く輩出することができるようになり、大学教育の社会における価値も一段と高まるものと思う。</p> <p>近年、我が国の大学では、自大学と外国大学の両大学から学位を授与する制度を設けているが、その制度の取扱いは統一されていない。このことは、我が国の学位制度にも大きく関わることとなるため、ガイドラインの策定は、学位の質を保証する意味においても有効であると考えられる。</p> <p>大学設置基準等の関係法令に抵触しないことは当然のことであるが、大学はそれぞれの特色を活かした教育課程を編成しており、画一的なガイドラインによることなく、当該プログラムを実施できることが必要である。</p> <p>ただし、制度によらず2つの学位を取得する場合に比較すれば、ダブル・ディグリー等によって取得する場合は、経済的負担は少なくなる。しかしながら、学生がダブル・ディグリー等で2つの学位を取得するか否かは、留学先における滞在費などの経済的な状況によると思われる。</p> <p>ガイドラインによって、制度が明確になり、各大学においては、プログラムを実施し易い状況にはなるが、ガイドラインが、国際的視野を持つ学生の育成を目指すものなのか、制度を明確にして統一するだけのものなのか不明である。</p> | <p>アクレディテーションについては、関係大学となる外国の大学について、当該国や地域における公的な質保証システムにおける認可等（相手大学の所在国における適正な評価団体からのアクレディテーション、ユネスコの高等教育情報ポータルに掲載されている大学であること等）を受けているか確認するとともに、カリキュラムの編成に当たり、関係大学がどのような分野別質保証や職業資格団体による認証等を受けているか確認することを求めています。</p> <p>本ガイドラインの位置づけとしては、ダブル・ディグリー等のプログラム形成を検討する大学において、その際の抛りどころとなる留意点を示すために策定するものであり、各大学における取組を一律に規制、または法令等により基準を設けるものではありません。なお、各大学においては、プログラムの形成にあたり、我が国の大学制度にかかわる部分について、大学設置基準等の関係法令に抵触することのないよう留意することが当然に求められます。</p> <p>「基本的考え方」において示したとおり、異なる国に所在する大学同士がどのようにプログラムを形成すべきかについては、国際的にも明確かつ詳細な合意は存在しておらず、また、「ダブル・ディグリー」や「ジョイント・ディグリー」、「デュアル・ディグリー」といった類似の用語についても、国内外において一義的な定義はなされていないものと考えられます。また、用語の整理に当たっては、我が国と外国の大学が、共同で教育課程を編成・実施する場合に、単一の学位記を授与することは、我が国の法令上認められていないことに留意する必要があります。</p> <p>こうした状況においては、当面、現行の我が国の学位制度を前提として、各大学が適切に対応することが、海外に対する我が国の大学及び学位制度に対する信頼を維持する観点からも必要であるものと考えます。なお、ジョイント・ディグリーの定義においても示したとおり、学位記は各関係大学が授与するが、そのほかに、共同で編成された教育課程を修了したことを示すサティフィケート（証明書）を発行することは想定され得るものと考えます。</p> |
|----|---|---|

## 2. 「定義」について

本ガイドラインにおいて用いる用語の名称や定義の他に、例えば ツイニング・プログラム、学位留学、大学院合同プログラム等が見受けられる。

このように各大学は自らの個性化や差別化等を図るために多彩な名称を用いているが、対象となる学生の誤解を招くことのないように、本ガイドラインにおいては用語の定義や名称を厳格に規定する必要がある。

プログラム：単にプログラムという表現では、何を対象とするプログラムなのか不明である。従って、「教育プログラム」とすれば明確となる。

ダブル・ディグリー・プログラムとジョイント・ディグリー・プログラム：各種文献によれば、両者共に「ある分野で学位を授与された後に」を前提として、別の分野の教育を受けることを明記している。一方、本ガイドラインでは「ある分野で学位を授与された後に」という表現はないことから、そのような前提は必ずしも必要ではないが、今後は統一した定義を提示する必要があると考えられる。

以上のような視点から、本ガイドラインによって所謂「交通整理」が行われ、日本におけるダブル・ディグリー・プログラムとジョイント・ディグリー・プログラムに関する制度や名称に加えて、その相違点などを明確化することが希求される。

現在、我が国の大学は、ダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリーを始めデュアル・ディグリー、共同学位など、その用語は統一されていないため、本ガイドラインによってダブル・ディグリー又はジョイント・ディグリーに区分されることは、極めて有効な事である。また、「サティフィケート」、「プログラム」など用語を統一し、さらに用語を定義したことは重要なことである。ただし、「単位互換」、「学位記」など基本的な用語の英語表記を定義願いたい。

また、ダブル・ディグリー又はジョイント・ディグリーは国際的な合意を得る必要があるのではないかという疑問点がある。ダブル・ディグリーおよびジョイント・ディグリー以外の用語を用いることは妨げないとの記述はあるが、基本的な合意は必要ではないか。

カリキュラムの編成については、留意点において「関係大学における単位制度(授業時間を含めた学習量や単位の換算方法等)について確認するとともに、学位取得に向けたタイムスケールや履修の順序、単位互換の手続、アカデミックカレンダーの相違、履修すべき科目と学生が選択可能な科目の整理等について十分に確認し、学生の履修に支障がないようにすること」を求めています。また、大学設置基準の改正に伴い、平成20年4月より、教育研究上の目的の明確化を図るため、大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表することとされています(大学院については、大学院設置基準の改正に伴い、平成19年4月より、研究科または専攻ごとに同様の扱い)。さらに、成績評価基準等の明示等に関して、同じく平成20年4月より、大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとされ、また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめシラバスに記載するなどの措置をとるとともに、当該基準にしたがって適切に成績評価を実施することとされていることから、原案のとおりとします。

学生への支援については、留意点において「学生が国内と外国の大学の間を移動することに伴う負担を可能な限り軽減するとともに、学生の授業科目の履修や、就職活動を含めた授業外の各種活動に過度な負担を生じさせることのないよう配慮すること」を求めていることから、原案のとおりとします。

### 3. 「留意点」について

#### 【当初に確認すべき事項】

協定を締結する大学が相手国の公的な質保証を受けている必要がある。

ところで、ダブル・ディグリー・プログラムとジョイント・ディグリー・プログラムにおける「質保証」とは何であろうか。

端的に言えば、「質保証」とは両大学がジョイントできる当該教育プログラムのアドミッションポリシーとしての「人材育成のための教育目標」が明確化され、単位互換などによって共有できる分野と共に、新たに履修する分野に関する「達成度のエビデンス」をアカデミックポートフォリオ等によって明示できなければならないこと。そして、これらの項目についてはダブル・ディグリー等を授与する大学間において共有しなければならないことである。

#### 【カリキュラムの編成】

各大学においては、履修科目の内容、授業時間数、授業外学習時間数、達成度の評価方法（GPAやQPA）等が異なることから、単に科目名称が同一であれば単位互換を可能とするようなことがないように、慎重な取り扱いが必要である。

#### 【学位審査】

学位審査は上述した「質保証」を基盤に成立する事柄であるから、大学は質保証を確かなものとすると共に、能力達成度を証明する方法とその内容を明示する必要がある。

#### 【学生への支援】

学生が国内と外国の大学を移動する負担を可能な限り軽減する必要がある。

例えば、インターネットやテレビ会議システム等を利用することによって自大学にいながら、外国の大学の教育を受けることを可能ならしめるための工夫も必要である。また、直接、短期間ではあっても協定大学を訪問し合えば、相互の理解を深め相手国の歴史や文化を通じて国際感覚を醸成することが可能となる。

連携関係構築の意義については、ガイドライン案にあるとおりだが、制度を利用する学生数が一定程度を超えるものにならなくては、課題解決にけるエネルギーに比べてその意義は小さく、制度自体が休眠状態に陥ってしまう。学内の共通理解・協力態勢とともに、学生への意義の周知・浸透が重要であろう。

ダブル・ディグリーの価値を社会に伝えることが重要だということには全く同感である。実績ができ始めればアピールすることは可能だが、それまでは個々の大学の努力ではいかんともしがたいものがあり、国家的な取組みが望まれる。

留意点自体には特に意見はないが、本ガイドラインの目的と現実、少し乖離しているように感じられる。「1. 目的」によれば、「プログラムの組織的・継続的な教育連携関係を促進するとともに…」となっているが、留意点では、それぞれの項目において多くの事項が挙げられている。

大学設置基準等の関係法令を遵守することは、もちろんであり、我が国の学位の質を維持することは必要なことであるが、より多くの学生に国際経験を積ませることも目的であるならば、少し柔軟な取扱いでも良いのではないか。

ご意見に関連して、「目的」において、以下のとおり文言を修正することとします。

「本ガイドラインは、「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」(平成21年8月25日中央教育審議会大学分科会)を踏まえ(参考1参照)、我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等につながるプログラムの組織的・継続的な教育連携関係を促進するとともに、同時に学位及びプログラムの質を保証し、学位の国際通用性の確保に資する観点から、ひいては国内外の高等教育の質の保証及び更なる向上につながることを期待して、プログラム形成に当たっての拠りどころとなる留意点を示すために策定するものである。」

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>4. その他</p> <p>ダブル・ディグリー・プログラムとジョイント・ディグリー・プログラムは近年急速に進展してきた教育システムであり、現状においては我が国では一般的なコンセンサスが得られていない。従って、可及的速やかに当該プログラムのガイドラインを策定し、高等教育機関をはじめ国民的なコンセンサスを得ることが重要である。</p> <p>ここで、単位互換や僅かな年数によって複数の学位を取得したとしても、当該学生のコンピテンシー（能力や力量）が実務に対応できず、ただ単なる称号に終わるならば、古来よりの格言にもあるように「二兎を追う者は一兎を得ず」となる危険性が潜んでいることに充分注意しなければならない。</p> <p>これまでも行われてきた我が国の大学と外国の大学間の姉妹校連携による教育を少しずつ押し進めて、学生達の国際的視野の拡張を図ることは大切と考える。なぜダブル・ディグリーが必要か、この点は率直に言って解せない。</p> <p>学生を海外に派遣する場合、学費等については、各大学の自助努力によって経済的な負担を抑えることは可能であるが、先進国に留学した場合の滞在費等の経済負担は少なくない。また、海外の大学から学生を受け入れる場合、宿舍などの諸問題は多い。</p> <p>現在の状況を鑑みれば、ガイドラインは必要であり、このことによって、取扱いが統一されることのメリットはある。しかしながら、ガイドラインによって、目的が達成されるかどうかは甚だ疑問である。このガイドラインが、学生の国際通用性を確保するものか、多くの学生に国際的な経験を積ませることが目的なのか、不明であった。以上</p>   |   |
| 11 | <p>留学生に対し、派遣大学と受入大学が共同で教育・研究指導をすることは国際化した現代の大学間では多く見られるケースである。このことは、近年我が国でも頻繁に見られるケースである。</p> <p>東北大学においても既に国際的なダブル・ディグリー・プログラム及び共同教育プログラムを修士レベル及び博士レベルで実施しているが、このようなプログラムの日本全体での推進は、日本の教育機関の博士課程の国際教育力・競争力・認知度を向上させるためにも必要と思われる。</p> <p>現代の大学の持つ役割は、その大学が存在する社会だけでなく、国際社会に貢献することが求められている。国際社会に貢献するためには、世界各国の大学や研究機関と共同で教育・研究を行うことはグローバル化された現代社会では必要不可欠である。</p> <p>現時点で我が国では、世界が言うところの「ジョイント・ディグリー・プログラム」を実施することは法制上不可能となっている。ただし長期的には、国際的により広く通用している、二つの機関が一つの学位を出すという「ジョイント・ディグリー・プログラム」を日本の教育・研究機関が行える法制上の改正を進め、現在既に実施可能である「ダブル・ディグリー・プログラム」と共に実施することが、我が国の機関と海外の機関が、共同で実質的・国際的な教育課程を編成・実施することにつながり理想的だと思われる。</p> <p>「ダブル・ディグリー・プログラム」や「ジョイント・ディグリー・プログラム」の実施と共に、海外の機関で取得した単位の互換可能数を増加させることも可能となれば、関係機関の間での共同研究や学生交流の促進が図られ、我が国の大学教育の国際競争力を高めることや国際社会に貢献し得る優秀な人材の獲得・育成につながると思われる。</p> <p>直ちに法制上の改正が困難な現在の段階では、共通のサーティフィケートを出して、これをジョイント・ディグリーとみなすという案は、適切且つ現実的な案であり、早い段階で実現されるのが理想的だと思われる。</p> | <p>「基本的考え方」において示したとおり、異なる国に所在する大学同士がどのようにプログラムを形成すべきかについては、国際的にも明確かつ詳細な合意は存在しておらず、また、「ダブル・ディグリー」や「ジョイント・ディグリー」、「デュアル・ディグリー」といった類似の用語についても、国内外において一義的な定義はなされていないものと考えられます。また、用語の整理に当たっては、我が国と外国の大学が、共同で教育課程を編成・実施する場合に、単一の学位記を授与することは、我が国の法令上認められていないことに留意する必要があります。</p> <p>こうした状況においては、当面、現行の我が国の学位制度を前提として、各大学が適切に対応することが、海外に対する我が国の大学及び学位制度に対する信頼を維持する観点からも必要であるものと考えます。なお、ジョイント・ディグリーの定義においても示したとおり、学位記は各関係大学が授与するが、そのほかに、共同で編成された教育課程を修了したことを示すサティフィケート（証明書）を発行することは想定され得るものと考えます。</p> <p>ご意見に関連して、「目的」において、以下のとおり文言を修正することとします。<br/> 「本ガイドラインは、「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」（平成21年8月25日中央教育審議会大学分科会）を踏まえ（参考1参照）、我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等につながるプログラムの組織的・継続的な教育連携関係を促進するとともに、同時に学位及びプログラムの質を保証し、学位の国際通用性の確保に資する観点から、ひいては国内外の高等教育の質の保証及び更なる向上につながることを期待して、プログラム形成に当たっての拠りどころとなる留意点を示すために策定するものである。」</p> |